

動植物検疫のお知らせ

日本では、海外からの肉製品や果物・野菜等の持ち込みは法律で厳しく制限されています。日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金等）の対象となり、悪質な違法持ち込みと判断され、重い処罰を科せられるケースがあります。

海外から日本へ肉製品や果物・野菜等を持ち込まないよう、十分にご注意ください。

動植物検疫の詳細につきましては、以下リンク先をご参照願います。

○動植物検疫関係のリーフレット

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-35.pdf>

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>

○動物検疫所ウェブサイト

- (1) 肉製品などのおみやげについて（持ち込み）

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

- (2) 家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

○植物防疫所ウェブサイト

- (1) 植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品））

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

- (2) 海外から野菜や果物を持ち込む際の規制

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>